

令和8年度 玉川小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

- いじめは、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる、全ての児童に関わる問題である。また、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることを全ての児童に理解させるとともに、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護が特に重要であることを全職員が認識して対応を進める。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

- 日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。また、家庭や地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、放置しない」ための取組を積極的に展開する。**児童間の些細なトラブルについても学級担任だけが把握するのではなく、教職員全体で情報を共有し、いじめの可能性について慎重に検討し、対応にあたる。**

(3) 育てたい児童の力とそのための教師の役割

- 学校は、児童が教職員や周囲の仲間との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人を大切にし、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。**そのために、児童一人一人の特性を深く把握するように努め、それぞれの児童に応じた適切な学習環境を整え**るとともに、**温かな人間関係づくりに必要な支援を行う。**
- 仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。**小学校における6年間の教育活動全般を通じて、計画的に児童の自己肯定感や自己有用感を育み、他者と肯定的に関わる能力やコミュニケーションスキル、そして人権感覚や共生感覚を養う。**小規模校である本校では、**児童の関係が固定化しがちであることを全職員が自覚し、多面的な視点で関係の見直しを図り、対等で自由な人間関係が築かれるよう配慮する。**

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織設置の意義・名称および構成

ア 設置の意義

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、いじめ防止対策推進法に基づき、組織として対応するため「いじめ防止対策組織」を設置する。**いじめの予防から、早期発見、そして認知した際の対応に至るまで、組織として動く体制を確立する。**

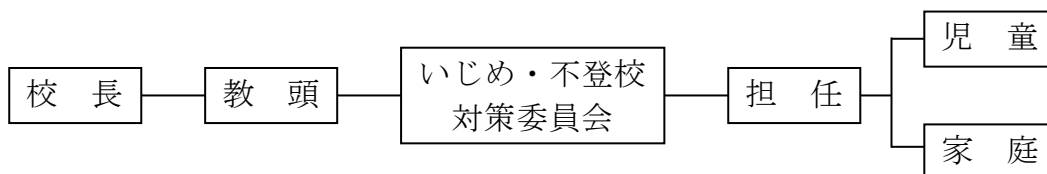
イ 名称

いじめ防止対策組織の名称を「いじめ・不登校対策委員会」とする。

ウ 構成

- 委員会は全職員で構成し、年3回定期的を開催する。なお、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。
- いじめや不登校の未然防止の取組や、早期発見のためアンケート等の実施方法や内容を検討する。
- いじめや児童間のトラブルを把握した場合は、直ちに委員会を開催して、最善の対応方法を検討し、全職員で対応する。**

- ・ 校内組織図



(2) いじめ・不登校対策委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度始めの職員会議で「玉川小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する研修を充実させ、いじめの定義や被害児童に及ぼす影響、認知した際にとるべき対応について、全職員が同じ危機感と認識をもてるように努める。
- ・ 心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の状況等を発信し、意識啓発に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。対応にあたっては、**事実に基づいて正確に記録を行い、教職員間で確実に共有する。**
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、励まし合い、支え合うことで望ましい人間関係や生活態度を育てつつ、共に成長していける学級づくりを進める。**児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを、発達段階に応じて繰り返し指導する。**

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 心のアンケートや教育相談を定期的実施（学期1回程度）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。**たとえ本人が相談を希望しなくても、教職員が異変に気付いて積極的に声をかけることにより、児童が安心して気持ちを打ち明けられる環境を整える。**

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、

いじめ等について相談しやすい環境を整える。**学校が日頃からいじめに全力で立ち向かう姿を見せることで、児童に「相談することは勇気ある行動であり、有効である」と感じさせるよう努める。**

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア **児童間のトラブル対応では、常に「これはいじめに該当しないか」という厳しい視点をもって確認を行う。**いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ **被害児童を守り通すという姿勢で対応する。児童の健康被害や心理的負担に関する支援を最優先に考え、速やかな対応を行う。**

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者との協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。**事件性が疑われる場合には、警察などの関係機関と速やかに相談の上、対応を検討する。**

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ 原因調査を行い、関係諸機関と連絡を取りながら問題の解消に努める。

キ 家庭との連絡を密にし、理解と協力が得られるよう積極的に働きかける。

ク ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、別紙「重大事態対応フロー図」に基づき対応する。**特に、児童の生命や身体に重大な影響を与えるような深刻な事態が懸念される場合は、いじめ重大事態調査や第三者的組織による調査を早期に開始できるよう、市教育委員会と緊密な調整を図る。また、その対応方針については全教職員に直ちに周知する。**

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで随時見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。

(2) 教職員による取組評価を実施するとともに、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を行う。

(2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載し、周知を図る。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

